

○津山圏域資源循環施設組合職員の高齢者部分休業に関する規則

令和5年3月31日

津山圏域資源循環施設組合規則第3号

(目的)

第1条 この規則は、津山圏域資源循環施設組合職員の高齢者部分休業に関する条例(令和5年津山圏域資源循環施設組合条例第5号)の規定による高齢者部分休業の承認の申請手続その他必要な事項について定めることを目的とする。

(準用)

第2条 組合の職員の高齢者部分休業に関する事項については、津山市職員の高齢者部分休業に関する規則(令和5年津山市規則第12号。以下「市規則」という。)を準用する。この場合において、市規則中「市長」を「管理者」に読み替える。

付 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。